

松 戸 市 総 合 計 画  
後 期 基 本 計 画 策 定 基 本 方 針

平成20年7月

松戸市 総務企画本部 政策調整課

# 1 趣旨

現行の松戸市総合計画は、平成10年4月に策定され、平成32年度までの基本構想と平成22年度までの前期基本計画により、推進しています。

この基本方針は、平成22年度に前期基本計画の終了を迎えることから、基本構想に掲げたまちづくりの基本方針「住んでよいまち・訪ねてよいまち」とその達成に向けての6つの施策の大綱の実現を目指し、引き続き、平成23年度から32年度までの後期基本計画を策定するにあたっての基本的な方針を示すものです。

わが国の社会経済環境をみると、少子高齢化にともなう人口減少社会の始まりや地方分権改革の更なる推進、地方財政の健全化に向けた新たな取り組みなど、時代の大きな転換期にあります。計画の策定にあたっては、このような時代認識を市民と共有するとともに、新たな視点からの対応が求められています。

## 【計画策定の目的】

社会経済環境の変化について、市民との共通認識を深めながら、基本構想に掲げる「まちづくりの基本方針」を実現するための「施策展開の方向（松戸の強みを活かした将来ビジョン）」を示します。

## 2 構成と期間

### ① 基本構想

基本構想は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて行政が推進すべき基本的方向を示すものであり、その期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。したがって、今回は改定しません。

### ② 基本計画

基本計画は、基本構想の実現を図るために必要な施策の方向を体系的に整理するものであり、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

### ③ 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏づけを持たせた短期的な事業計画です。前期基本計画の間は、5か年ごとに策定しておりましたが、後期基本計画の間中は、3か年ごとを原則とし、平成23年度から平成25年度（第4次）、平成26年度から平成28年度（第5次）、平成29年度から平成32年度（第6次）とします。

### 3 策定にあたって留意すべき社会経済環境(その1)

#### ① 地方分権改革の更なる推進

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立しました。同法に基づく地方分権改革推進委員会は、平成19年5月に「基本的な考え方」、11月には「中間的な取りまとめ」を出しました。今後、数次の勧告を踏まえ、22年3月までに、「地方分権改革推進計画」の策定、「新地方分権改革一括法」の上程が予定されています。本市としても、地方政府の確立、完全自治体の実現に向けた対応が必要となります。

#### ② 地方財政の健全化、公会計改革に向けた取り組み

地方自治体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るため、平成19年6月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が成立しました。これにより、平成19年度決算より、毎年度、4つの健全化指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を「監査委員による審査」「議会への報告」を経て公表することになりました。また、平成20年度決算からは、これら比率に基づき、「早期健全化段階（財政健全化計画の策定、起債許可等）」「再生段階（再生計画策定、起債制限等）」が適用されることとなります。さらには、発生主義の考え方を取り入れた公会計改革も進んでおり、本市としても、対応を迫られています。

### 3 策定にあたって留意すべき社会経済環境(その2)

#### ③ 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

基本構想における平成32年度の設定人口は、50万人です。平成19年10月の常住人口は476,792人であり、平成13年度に実施した推計と大きな差は生じていません。しかしながら、わが国は既に人口減少社会に突入しており、新たな人口推計を実施し、分析する必要があります。

#### ④ 社会資本の更新時期の到来

本市は、昭和30年代以降の人口急増に合わせて、社会資本を整備してきました。同じように、公共施設についても、昭和39年の市民会館、昭和47年の運動公園、常盤平市民センター、昭和49年の文化ホール、図書館、斎場、昭和51年の総合福祉会館、青少年会館、昭和52年の衛生会館、昭和55年の女性センター、昭和56年の市民劇場などと順次、整備してきました。

後期基本計画期間中には、更新時期を迎えるものもあり、資産管理の適正化と合わせて、検討が必要になります。

#### ⑤ 市民活動の活発化と新たな市民参加方式の取り組み

本市においては、平成15年、市民活動サポートセンターの開設、平成19年の協働のまちづくり条例の制定、協働推進課の設置などにより、市民活動の支援、協働によるまちづくりを進めてきました。

後期基本計画の策定過程においても、市民参加の取り組みを更に推進する必要があります。

## 4 基本的な考え方(その1)

### ① 松戸の強みを活かした将来ビジョンの策定

松戸の本当の強み（潜在力）は何かを再度、探索し、何が松戸市の良さを生み出してきたのかを明らかにします。

松戸の強みが最も活かされている状態、未来を描き、将来ビジョン（施策展開の方向）として、まとめます。

- 市民インタビューにより、松戸の強み（潜在力）を探索します。
- 多くの職員が参加して、松戸の強みが活かされている状態（将来ビジョン）を描きます。

### ② 市民との目標共有と役割分担

前期基本計画においても、第2次実施計画から、施策展開の方向に対応した政策指標・目標値を設定しました。

後期基本計画においては、当初から、施策展開の方向に対応した市民とともに実現をめざす目標（まちづくり指標）を設定するとともに、実現に向けての多様な主体（市民、NPO、企業など）との役割分担を示すようにします。

- まちづくり会議及び分科会により、まちづくり指標と役割分担を設定します。
- 市民意識調査等により、現状値を明確にします。

## 4 基本的な考え方(その2)

### (3) 選択と集中を明確にした戦略的な実施計画の策定

基本計画で設定する施策展開の方向に対応したまちづくり指標を達成するための行政の役割を具体化するために、実施計画を策定します。実施計画の策定にあたっては、第3次実施計画策定時の手法を踏襲し、選択と集中を明確にし、成長させる事業だけでなく、撤退・縮小する事業も明記するようにします。

- 本部制の利点を生かし、SWOT分析を実施します。
- 市民ニーズ調査により、満足度・重要度の変化を把握します。
- サマーレビューにより、財源と整合のとれた事業計画とし、進捗管理します。

### (4) 社会経済環境などの市民との共通認識

少子高齢化、人口減少社会などの社会経済環境、市民ニーズの動向、松戸市の強みや弱みについて、市民との共通認識、職員間での共通認識を高めるようにします。

- 「松戸の強みと弱みを考えるデータ集」を整備します。
- 人口推計を実施します。

# 5 策定体制

## (1) 庁内・議会

### ① 経営会議における審議

庁内的な最終の審議機関として、後期基本計画についても、重要な局面においては、経営会議において審議します。

### ② 総合計画後期基本計画策定会議の設置

副市長を会長、総務企画本部長・財務本部長を副会長とし、各企画管理室長、人事課長、財政課長、政策調整課長を構成員とする総合計画後期基本計画策定会議を設置します。策定会議は、次期基本計画素案を調整・作成し、経営会議に提出します。

策定会議の下部組織として、具体的な次期基本計画素案の作成を行うための作業部会を設置します。また、幅広い年齢層、所属の職員の参加を高めるため、特定の作業を担当するワーキングチームを設置することにします。

(※ 副市長が選任されるまでの間の会長は、総務企画本部長とします。)

### ③ 議会への報告

市民の代表である議会と十分に意見交換を行い、連携を密にしながら、計画素案づくりを行います。

# 5 策定体制

## (2) 市民参加(その1)

### ① (仮称) 松戸まちづくり市民会議の設置

後期基本計画の策定にあたり、施策展開の方向に対応したまちづくり指標・めざそう値を設定し、実現に向けての多様な主体との役割分担を検討するため、「(仮称)松戸まちづくり市民会議」を設置します。まちづくり市民会議は、5つの分野（「市民環境」「健康福祉」「都市整備」「生涯学習」「行政経営・防災」）別の分科会と分科会の代表者で構成する代表者会議を設置します。

- 分科会の構成員は、関係団体推薦2名、学識経験者1名、公募市民2名、市職員2名の計7名程度をめやすとします。
- 代表者会議は、分科会の会長及び副会長（計10名）、その他学識経験者等2名の計12名程度をめやすとします。

(仮称)松戸まちづくり市民会議の活動は、基本的に平成21年度に行います。平成20年度は、発足にあたっての基本方針・基本データの共有、市民インタビュー（潜在力の発見）、の2回程度とし、また、市民フォーラムへの参加を想定しています。

# 5 策定体制

## (2) 市民参加(その2)

### ② 市民ニーズ調査等の実施

広範な市民の参加を確保するため、(仮称)松戸まちづくり市民会議以外の市民からも、幅広くニーズを調査し、意見をいただくようにします。

#### ア) 市民ニーズ調査

平成20年度に、平成18年度実施の市民ニーズ調査と同様の調査を実施し、各政策の重要度・満足度の変化を把握します。

#### イ) パブリックコメント

平成22年度に、計画案に対するご意見をいただくようにします。

#### ウ) 情報提供

計画策定の進み具合に応じて、広報まつど、松戸市ホームページなどを活用して、「松戸の強みと弱みを考えるデータ集」「市民ニーズ調査結果」「計画素案」などを、適時、公開していくようにします。

# 5 策定体制

## (2) 市民参加(その3)

### ③ 子どものアイデア募集

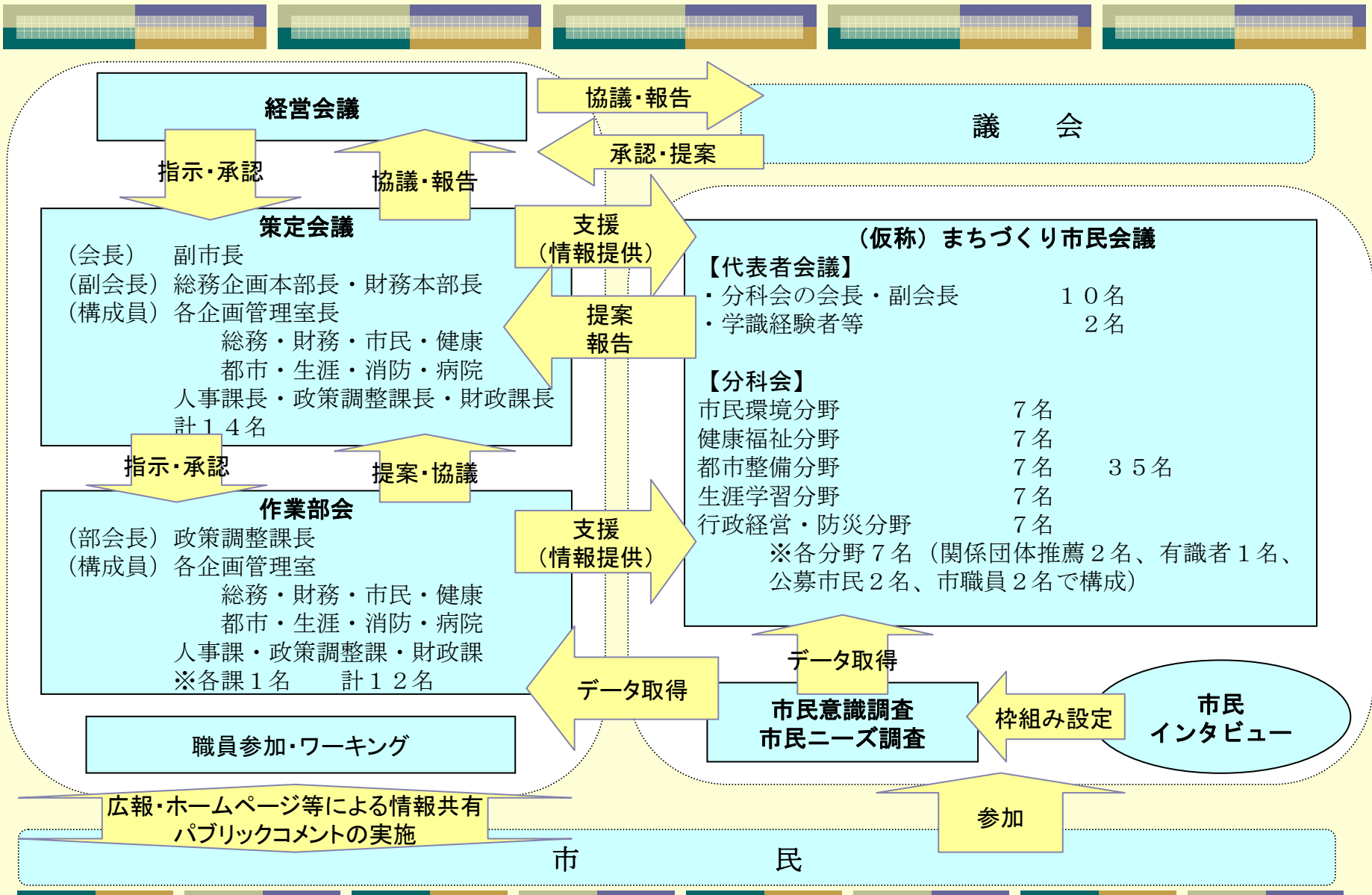
様々の世代からのアイデアを計画づくりに生かすため、子どもたちの考える「松戸市の将来・夢」を把握する方法を検討します。

### ④ 地域の意見募集と計画内容の共有

平成22年度においては、計画素案をもとに、地域住民の意見をうかがったり、計画内容を共有するための方法を検討します（タウンミーティング、オープンハウスなど）。

# 5 策定体制

## (3) 全体イメージ図



# 6 スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基本計画	データ集 人口推計 潜在力(強み)の探求 将来ビジョンの検討 財源推計	現状値の把握 まちづくり指標役割分担の設定 基本計画素案策定	基本計画成案化
実施計画	重要度満足度の把握	SWOT分析 戦略書シート 実施計画素案策定 財源推計(サマーレビュー)	実施計画成案化 財源推計(サマーレビュー)
市民参加	委員公募 市民インタビュー ニーズ調査 市民フォーラム	まちづくり会議 意識調査 こどもフォーラム	タウンミーティング パブリックコメント

## 7 留意事項

### ① 個別計画との整合性

「都市計画マスタープラン」「環境計画」「緑の基本計画」「生涯学習基本計画」「地域福祉計画」「集中改革プラン」など各種個別計画との連携を図りつつ、策定するようにします。

### ② 合併による政令指定都市研究との距離感

東葛広域行政連絡協議会（柏市・野田市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・松戸市）政令指定都市問題研究会においては、平成20年5月に、最終報告を行います。それと並行して、東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会（市川市・船橋市・鎌ヶ谷市・松戸市）においては、平成20年度中を目途に、報告書を取りまとめる予定としています。

しかしながら、後期基本計画の策定にあたっては、基本的には、現在の市域を念頭において、将来ビジョンの策定などを実施します。

## 8 基本計画書素案のイメージ(参考)

第〇節 基本構想に定める「施策の大綱」です。

第〇項 後期基本計画で新たに定める「施策展開の方向」です。

### 1 現況と課題

「施策展開の方向」ごとに、社会経済環境の変化、ニーズや市の役割の変化、変化により生じる課題を整理します。

### 2 松戸の強み(潜在力)

「施策展開の方向」ごとに、これまでの取り組みなどから生み出されたり、もともと持っている強み(潜在力)を整理します。

### 3 基本的な方向(将来ビジョン)

松戸の強み(潜在力)を活かすことにより、実現したい社会の姿を表現します。

### 4 施策の展開方向(まちづくり指標・目標)

将来ビジョンを実現に向けて、市民や社会の状態がどのような状態になっているのかを把握するための指標(まちづくり指標)とめざしたい水準を示します。

【めざす姿】

まちづくり 指標	単 位	めざそう値			
		基準値	H25	H28	H32

### 5 市民と行政の役割分担

将来ビジョンを実現するために、市民と行政がどのように役割分担するかを示します。  
市民は、個人や家庭、地域、NPO、企業などに分けて示すようにします。

### 6 関連個別計画

当該施策に関連する個別計画名称を記載します。